

ID: 97

担当部署: 子ども若者部 子ども若者応援課

処分の概要	受給資格の認定
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市児童育成手当条例 第5条
例 規 番 号	平成13年条例第109号
【根拠条文】 (受給資格の認定) 第5条 手当の支給要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)は、手当の支給を受けようとするときは、市長に申請し、受給資格及び手当の額について認定を受けなければならない。 【基準】 根拠条文及び第3条の規定による。 (支給要件) 第3条 手当は、次の各号のいずれかに該当する者(以下「支給要件児童」という。)の保護者であつて、西東京市の区域内に住所を有するものに支給する。 (1) 父若しくは母が死亡し、若しくは規則で定める程度の障害の状態となり、又は父母が婚姻を解消し、若しくはこれと同様の状態にある18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童 (2) 20歳未満の者であつて、次に掲げる程度の障害を有するもの ア 知的障害者であつて、精神発育の遅滞の程度が中度以上であるもの イ 身体障害者であつて、身体の障害の程度が、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)の別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表のうち、2級以上であるもの ウ 脳性麻ひ又は進行性筋萎縮症を有する者 2 前項の規定にかかわらず、手当は、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。 (1) 保護者の前年の所得(1月から5月までの月分の手当については、前前年の所得とする。)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該保護者の扶養親族等でない18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童で当該保護者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。 (2) 支給要件児童が規則で定める施設に入所しているとき。 (3) 支給要件児童(前項第1号に該当する支給要件児童に限る。)が父及び母と生計を同じくしているとき又は父及び当該父の配偶者若しくは母及び当該母の配偶者と生計を同じくしているとき(当該支給要件児童と生計を同じくしている父又は母が前項第1号に規定する規則で定める程度の障害の状態にあるときを除く。)。	
標準処理期間	60日
備考	

設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日